

多様な働き方と生き方が選択できる社会に向けて

関連する主な人権課題：働く人の人権

1 テーマの背景及び指導の観点

(1) 平成 22 年度版「経済労働白書」には、「バブル崩壊以降、日本社会においては、産業社会のありようを十分に見通せないまま、人件費コストを抑止する改革が先行し、賃金の低下、不安定就業者の増加、所得格差の拡大などの諸問題を引き起こすこととなった。これから社会は、多くの人が感じているように、物があふれる豊かさから、心の豊かさを重視する社会に向かうものと考えられる。日々の仕事も、規格化された商品を大量に生産し、市場へと供給することから、柔軟にサービスや情報を提供するものへと変化していくと予測される。実際に、こうした社会の変化の中で、今後の企業は、製品の製造技術を根幹に置きながらも、幅広い専門知識、人々の協力や信頼感を生み出すことのできるコミュニケーション能力を今まで以上に必要とされる」という趣旨の指摘がある。

(2) 日本社会は、経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、自己啓発などの個人の時間をもてる健康で豊かな生活ができるように、社会全体で「仕事と生活の調和」の実現が求められている。

また、「仕事と生活の調和」と経済成長は、車の両輪のようなものである。性や年齢などにかかわらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、日本の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

(3) 指導に際しては、例えば、経済構造の変化や国民の勤労権の保障の観点から近年の雇用や労働問題の動向について、理解を深めさせることなどが考えられる。その際、終身雇用や年功序列など、雇用にかかわる慣例の変化や非正規社員の増加、中高年雇用や外国人労働者にかかわる問題、労働保護立法の動向、労働組合の役割、仕事と生活の調和などと関連させながら、雇用の在り方や労働問題について国民福祉の向上の観点などから考えさせることが大切である。

また、職に就き、働くうえで不利益な扱いや不当な差別を受けないようにするために、キャリア形成の視点から、労働者としての権利や義務、雇用契約の法的意味、求人情報の獲得方法、人権侵害などへの対処方法、相談機関などに関する情報などを生徒に理解させることが大切である。

2 展開例（ケーススタディ）

(1) 学習のねらい

労働にかかわる権利や今日的な課題について理解し、「仕事と生活の調和」がとれた生き方をめざそうとする意欲や態度を身につける。

(2) 展開例

学　習　活　動	指　導　上　の　留　意　点
<p>1 それぞれの「意見」について気になる所がないか話し合う。</p> <p>2 自分の考えに近い「意見」を選ぶ。</p> <p>3 労働や仕事に関する今日的な課題の解決には何が大切なかを考える。</p> <p>4 日本国憲法などで保障されている働く人の権利について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自己責任」で解決できない一面もあることに気づかせる。 ○ 複数の「意見」をまとめながら、自分の考えを深めさせる。 ○ 勤労觀や職業觀を確立することの大切さを認識させる。 ○ 「仕事と生活の調和」がとれた生き方をめざそうとする意欲や態度を身につける。

3 参考

(1) セクシュアル・ハラスメント

平成 18(2006)年に改正された「男女雇用機会均等法」では、「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に起因するものと定義している。兵庫県教育委員会においては、法改正を受け、平成 22(2010)年に、平成 11(1999)年に策定した「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」を改正した。この中で、「セクシュアル・ハラスメント」の未然防止に向けて、人権の観点からの取組の重要性を示すとともに、職場での「相談窓口」の設置及び趣旨の周知徹底を図っている。

(2) パワー・ハラスメント

法務省人権擁護局の文書では、「パワー・ハラスメント」とは、職場において職権を利用し、部下の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返すなどして精神的な苦痛を与え、職場環境を悪化させたり雇用不安を与えることと示されている。兵庫県においては、平成 21(2009)年、職場における「いじめ・嫌がらせ」の問題として「パワー・ハラスメント」が社会問題となっていることを指摘のうえ、「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」を策定した。

(3) ホームレスの人権について

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」〔平成 20 (2008) 年〕においては、「新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、必要な取組を行っていくことが求められる」としたうえで、その他の人権課題の例の一つとして、「ホームレスの人権」を示している。また、法務省人権擁護局「平成 22 年度版 人権の擁護」においては、主な人権課題の一つとして、「ホームレス」を取り上げ、ホームレスに対する「嫌がらせや暴行を加える事案」の発生を指摘のうえ、「近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消」に取り組むとしている。

ア 内閣府「人権擁護に関する世論調査」〔平成 19(2007) 年〕

「ホームレスについて、どのような問題が起きていると思いますか?」※ (複数回答)

- | | |
|------------------------|--------|
| ■ 通行人等が暴力をふるうこと | 49.2 % |
| ■ 経済的に自立が困難なこと | 45.9 % |
| ■ じろじろ見られたり、避けられたりすること | 35.8 % |
| ■ 差別的な言動をすること | 29.8 % |
| ■ 就職・職場で不利な扱いをすること | 27.5 % |
| ■ アパート等の入居を拒否すること | 22.8 % |
| ■ 近隣住民等が嫌がらせをすること | 21.3 % |
| ■ 店舗等への入店や施設利用を拒否すること | 20.2 % |
| ■ 特にない・わからない | 16.0 % |

イ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 〔平成 14 (2002) 年〕

「自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいる」と現状認識のうえ、ホームレスの人権擁護の必要性を述べた。また、この法律において「ホームレス」とは、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義している。

ウ ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 〔平成 20 (2008) 年〕

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。ホームレスの人権擁護については、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図ることが必要であるとしている。

エ 兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針 〔平成 22 (2010) 年〕

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及・高揚を図るために啓発広報活動を実施するとともに、学校教育の場においても、児童生徒の発達段階や地域の実態を考慮しながら、人権教育を通じてホームレスに対する偏見や差別意識の解消に取り組むと方針を示している。